

CPA通信

2013年10月

Vol.72

少額投資非課税制度 「NISA」の注意点

「NISA」(少額投資非課税制度)が、平成26年1月から始まります。

また、NISAの口座開設は、平成25年10月1日から開始されます。

「NISA」の詳細が明らかになってきましたので注意点をまとめてみました。

発行



経営改善に取り組みませんか。

島田公認会計士・税理士事務所

〒923-0938 石川県小松市芦田町2丁目12番地

TEL 0761-22-0043 FAX 0761-21-0243

e-mail info@ss-cpa.jp

URL <http://www.ss-cpa.jp/>

注意点 1

現在運用中の商品をNISA口座に移すことはできない。

解説

あくまで新規での投資がNISAですので、現在保有している株式等の商品をNISA口座に入れることはできません。

注意点 2

配当の受け取り方法によっては、配当に課税される。

解説

少額投資非課税制度といっても、配当金の受け取り方法を証券会社における「株式数比例配分方式」にする必要があります。銀行口座やゆうちょ銀行で受け取る方法では、源泉税が課税されます。

注意点 3

NISA口座の商品を一旦売却したら、非課税枠で再投資はできない。

解説

NISA口座で商品を売却した場合には、その年の非課税枠はないため再投資はできません。

注意点 4

損失があってもなかったことになる。

解説

少額投資非課税制度ですから、利益があっても非課税になりますが、損失があった場合には、その損失はなかったこととなります。損失は翌年へ繰り越すことはできません。

注意点 5

NISA口座から特定口座等への移管はその時の時価による。

解説

NISA口座から特定口座等のNISA口座以外の口座へ商品に移管した時は、その時の時価で移管することになります。このため、移管の時の時価が下落していた場合は、その下落した時価が取得価額ということになり、その後値上がりして売却した場合には、当初の取得価額では利益が出ていないのに、移管時の価額では売却時に利益が出たことになり、課税されることがあります。